

Okakenkyo News Letter

2024
1月
845号

岡山県建設業協会 会報

謹んで新年のおよろこびを申し上げます

令和6年

- ② 年頭のごあいさつ
- ⑩ 岡山県下公共工事の動向 (12月分)
- ⑫ 建退共だより
- ⑭ 法律相談コーナー
- ⑮ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑯ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑰ 岡山県からのお知らせ

吉川八幡宮[吉備中央町](提供:岡山県観光連盟)

令和6年 年頭所感

一般社団法人 岡山県建設業協会

会長 荒木 雷 太

令和6年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、平成30年の西日本豪雨から5年目となる節目の年でありました。甚大な被害を受けた真備地区ですが、小田川と高梁川の合流点付け替え工事や小田川3支流の改良復旧工事は今年3月までに終わる予定となっており、ひと区切りがつくものと考えております。今後は、激甚化する災害への備えとして被害を最小化するため、国土の強靱化が建設業の使命と考えております。



そうした中、昨年6月には、改正国土強靱化基本法が可決、成立し、5カ年加速化対策の後継計画を含む「実施中期計画」が法定化されました。中長期的な事業を進める基盤が整うことで、地元建設企業にとっては計画的な雇用や設備投資を行いやすくなるものと期待しており、「地域の守り手」である建設業といたしましては、いざというときに住民の皆様の安心・安全に貢献できるよう、経営力の強化、持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。

一方、課題も多くあります。まず思い浮かぶのは、2024年問題です。5年間の猶予がありながら、建設業界の働き方改革は思うように進んでおりません。建設業界では、慢性的な人手不足、高齢化に悩んでおり、若手職員の入職が喫緊の課題です。これまで、マイナスイメージで使われてきた建設業界の3Kを払拭し、新3Kとしての「給料がよい」「休暇が取れる」「希望がもてる」が定着するよう努めてまいります。

そのためには、技能者の処遇改善が何より重要です。私は、昨年5月から、国土交通省の中央建設業審議会（中建審）と社会資本整備審議会（社整審）産業分科会建設部会が合同で設置する基本問題小委員会のメンバーとして検討に加わってまいりました。この小委員会では、三つの柱、「請負契約の透明化による適切なリスク分担」、「適切な労務費などの確保や賃金行き渡りの担保」、「魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上」を掲げ議論を行い、9月に「中間とりまとめ」が報告されたところであります。その結果を踏まえ、今後は「担い手3法」の改正が検討されることとなりますが、建設技能者にしっかりと賃金が行き渡り、新3Kを実感できる建設業となるよう、その実現に力を注いでまいります。

最後になりますが、今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますようお祈り申し上げまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

すべての県民が明るい笑顔で暮らす 「生き生き岡山」を目指して

岡山県知事 伊原木 隆 太

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に移行し、約8か月が経過いたしました。コロナ禍前には恒例であったさまざまな交流やイベントが再開するなど、県内各地で活気やにぎわいが戻ってきております。

昨年実施した「おかやまマラソン」も、4年ぶりにファンランを実施するなど完全復活し、私も多くの方々と一緒にその熱気や感動を共有することができました。



輸入物価の上昇などに伴う物価高の影響はあるものの、コロナ禍からの経済活動の再開・成長やインバウンドの回復など、好循環の流れをさまざまな分野に波及させながら、ポストコロナにおける本県の持続的な発展に向け、取り組んでまいります。

私は、就任以来、「教育再生」と「産業振興」の二本柱を本県発展の原動力として強力に推進してまいりました。

教育の再生については、児童生徒の暴力行為発生割合や非行率が就任以来大幅に改善するなど、取り組みの成果が表れてきていると考えています。引き続き、児童生徒の学ぶ力の育成や落ち着いて学習できる環境の整備に取り組んでまいります。

産業の振興については、昨年度、27件の誘致が決定し、2,100億円以上の投資を呼び込み、新たな雇用を創出するなど、確かな成果を挙げております。市町村とも連携しながら、さらなる企業誘致と投資の促進や、中小企業等への支援などに努めてまいります。

さらに、喫緊の課題である「少子化対策」については、昨年4月に新たな組織を設け、結婚、妊娠・出産、子育ての環境の整備などに全力に取り組んでいるところです。おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数が、目標としていた500組を超えるなど、取り組みの成果も着実に表れてきており、引き続き、ライフステージに応じた切れ目ない支援を通じて、希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会とするための施策を強力に推進してまいります。

また、平成30年7月豪雨災害の教訓を風化させないよう、防災意識の向上や災害などへの対応能力の強化に引き続き取り組むとともに、DXの推進や脱炭素社会へ向けた対応など、将来を見据え、本県の持続的な発展に結びつく施策を積極的に進めてまいります。

今年は、第3次晴れの国おかやま生き生きプランの最終年に当たります。プランに掲げる目標達成に向け、さまざまな主体と連携しながら、実効性の高い施策を着実に推進することで、すべての県民が明るい笑顔で暮らすことのできる「生き生き岡山」の実現に向けた取り組みを加速してまいります。

県内では、5月に「第74回全国植樹祭」、秋に「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の開催などが予定されております。本県の魅力を多くの方に感じていただき、飛躍の1年となりますよう、県民の皆さまと力を合わせて県政を推進してまいりたいと存じますので、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

年頭のご挨拶

岡山県議会議長 小倉弘行

令和6年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素から社会資本の整備や、地域での社会貢献活動並びに平成30年7月豪雨災害をはじめとした様々な災害からの復旧・復興事業など、安全・安心で住みよいまちづくりに、多大なご貢献をいただいております。深く敬意と感謝の意を表する次第です。



さて、我が国は、本格的な人口減少社会の到来と、本年4月から建設業においても新たに設けられる時間外労働の上限規制により、高い専門性を有した人材を中心に、人手不足が更に深刻化することが懸念されております。また、一昨年から続くロシアのウクライナ侵攻や中東地域における紛争は、原油や液化天然ガスなどのエネルギー価格の高騰を引き起こし、木材や鉄などの建築資材は、供給不足と価格の高騰により、予期せぬ工期延長が発生するなど、様々な課題が生じています。しかしながら、地元根付いた建設業は、地域の経済や雇用情勢に大きな役割を果たしていることから、本県の建設業がこれらの課題を解決し、大きく飛躍していくことが必要です。

私ども県議会は、住民に身近な存在として、県内各地の声を余すことなく県政に届けていくことを使命としています。県民が安心して快適に暮らしていくことができる岡山県を目指し、防災・減災対策や交通基盤の整備などを着実に進めていくとともに、多くの課題を抱える事業者を支援する施策の充実に力を尽くしてまいりますので、本年も県議会に対するご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

結びに、皆様にとりまして、新しい年が輝かしいものとなりますこと、併せて、ご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

年頭のことば

岡山労働局長 成毛 節

新年おめでとうございます。

一般社団法人岡山県建設業協会及び会員事業場の皆様方には、日頃から労働災害の防止、働き方改革など労働行政施策の推進にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

岡山県内の労働災害発生状況をみますと、昨年11月末時点で死亡災害は全業種で15人と、前年同期と比べ6人増加し、このうち建設業は4人で前年同期と比べ2人増加しています。休業4日以上之死傷災害は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、全業種で1941人と149人（8.3%）増加していますが、このうち建設業は209人で7人（3.2%）減少しています。

建設業の労働災害を事故の型別で見ますと、墜落・転落が61人で最多となっているため、高所作業時の手すり等の設置、墜落制止用器具の使用の徹底、はしご・脚立等の使用状況等について安全パトロール等で確認し、墜落・転落災害の防止を図っていただきたいと思えます。また、冬季は夏季に比べ身体も動きにくくなりがちですので、転倒災害の防止のため、建設現場内の水濡れ等による滑り、段差等によるつまずきのおそれのある箇所の確認と解消をお願いします。

さて、労働安全衛生規則の改正により、本年4月1日から、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する時は、原則として本足場の使用が義務付けられます。また、労働安全衛生法の関係政省令の改正による新たな化学物質規制につきましては順次施行されているところですが、本年4月1日で完全施行となりますので、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択・実施等、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

本年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されますので、働き方改革を推進し、また、安全衛生管理を徹底することによって、女性、高齢者、外国人労働者も含め建設業で働く方々にとって安全で安心な働きやすい魅力ある職場としていただきたいと思えます。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



令和6年 年頭所感

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典



令和6年の新春を迎え、謹んで年頭の挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、深く感謝いたします。

地域建設業を取り巻く環境は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、昨年は、円安や世界各地における安全保障環境の悪化等に起因する資機材価格の高騰や品薄などの影響を大きく受けたほか、気候変動の影響により近年頻発化、激甚化している豪雨や台風等の災害が、全国各地で発生し、河川の氾濫等の甚大な被害をもたらした1年となりました。

このような状況の中、地域建設業は、人々が豊かで持続可能な生活を営むために必要な社会生活基盤づくりの中心的な役割と、災害時の対応など人々の安全・安心を守る「地域の守り手」としての役割を果たしていかななくてはなりません。これらの社会的使命を担う建設企業は、健全でサステナブルな経営を続ける必要があります。そのためには、安定的・持続的な事業量を確保できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の確実な執行をはじめとした社会資本整備の着実な推進を、引き続き政府や関係機関へ広く訴えていかななくてはならないと考えております。

また一部で、大阪・関西万博の工事着工の遅れ等を背景に、建設業界の施工余力が乏しいと誤認する向きもあることから、公共事業の大宗を占める土木工事を中心とした建設業界の施工余力に全く問題がないことを引き続き訴えていくことも必要です。

さらには、将来の担い手確保のため、建設業で働く人々や建設業を目指す若者が、夢と誇りをもって活躍できる希望に満ちた産業となるよう、新3K（「給与」、「休暇」、「希望」）に「カッコいい」を加えた新4Kの実現に向け、働き方改革の推進や生産性の向上等を早急に進めることも重要です。

全建としましては、目前に迫った時間外労働の罰則付き上限規制の適用を見据え、週休2日と時間外労働の上限を年間360時間以内とすることを目標としている「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」や、「工期に関する基準」に沿った見積りを行う「適正工期見積り運動」、技能者の概ね5%の賃上げ、ICT・DXの推進、広報活動の強化等に引き続き積極的に取り組んでまいります。

本年も、全建は47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方と一体となり、地域建設業発展のため全力で取り組む所存でございますので、ご理解とご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご多幸とご健勝を祈念し、また本会が様々な環境の変化に対応し、建設業が大きく飛躍することを願ひまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

令和6年 新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会

会長 今井 雅 則

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては、平素より当協会の事業活動につきまして、特段のご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、昨年も全国各地で台風や豪雨などの自然災害が頻発しました。

被災地での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災・国土強靱化を実現するためのインフラの点検・整備など、最前線で地域社会の安全・安心のこころの確保を担う守り手として我々建設業の役割はますます重要なものとなっております。



一方、本年4月から実施される時間外労働の上限規制への対応など働き方改革の推進、高齢化の進展や慢性的な技能労働者不足などの影響もあり、労働災害の発生リスクの高まりが懸念されます。このような状況を踏まえ、本年もより一層の労働災害防止活動の取り組みをお願いいたします。

当協会としましても、昨年策定しました「第9次建設業労働災害防止5カ年計画」の重点事項を踏まえ、店社及び現場でのリスクアクセスメントの確実な実施とその結果に基づく低減措置の実施、「建設業労働安全衛生マネジネントシステム」（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）の積極的な導入促進を図るとともに、建災防方式「新ヒヤリハット報告」の普及や「金属アーク溶接作業主任者限定技能講習」等、各種安全衛生教育にも積極的に取り組んでいくこととしています。

当協会は本年創立60周年を迎えます。今後も建設業界が健全な発展を続けるために、建設業に携わる誰もが安心して働くことができる魅力ある職場づくりを目指し、本年も各種事業を積極的に展開していく所存ですので、皆様のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和6年 新春挨拶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

理事長 梅 森 徹

令和6年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、昨年も建設業退職金共済制度（建退共制度）の運営に多大なご支援、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

建退共制度は、建設技能労働者など建設工事の第一線で働く労働者の皆様の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業を営む中小企業の福祉の振興を目的として、中小企業退職金共済法に基づき、昭和39年10月に創設され、本年度で60年目を迎えます。



お蔭様で、建退共制度への加入契約者数は17万事業所、被共済者数は215万人を数え、これまで累計で271万人の退職者に対して2兆円の退職金をお支払いしてまいりました。退職金を受け取られた皆様、事業主の皆様からは退職金があって本当に良かったという声を頂いており、建退共は現場で働く方々にとって重要な制度になっております。

さて、日本全体の生産年齢人口が減少する中、将来の建設業の担い手を確保することは急務であり、国においても、持続可能な建設業のための担い手確保について議論が進められています。また、本年4月からは時間外労働の上限規制が適用され、また、労働者の健康確保・ワークライフバランスの改善等のため、週休2日制の導入が求められるなど、建設業における働き方改革が進められています。皆様におかれましても、人材の確保・育成に向け、様々な対応を進められているところと存じます。建設業が地域の守り手として、そして地域経済の中核を担う魅力ある産業として持続的に発展していくためには、建設労働者が希望と誇りを持って働き、次世代に技術・技能を引き継いでいくことができる労働環境を整備していくことが重要な課題であると考えております。私達も責任ある機関投資家としての役割を果たしつつ、引き続き課題解決に向けて寄与してまいります。

今年度から、独立行政法人通則法に基づく新たな中期目標及び中期計画期間が始まりました。今期中期計画では、令和3年3月に新たな掛金納付方法として導入いたしました電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携を強化し、より一層利用促進を図ってまいります。この電子申請方式は元請から労働者の皆様へ確実に掛金を納付するための有効な手段であるとともに、事業主の皆様の業務の効率化、事務負担の軽減にも繋がります。今後も、利用者の方々の声を伺いながら、更なる機能の利便性向上を図ってまいりますので、ぜひ、積極的なご利用をお願い致します。

今後も建退共制度の安定的で効率的な運営に努め、確実な退職金の支給に努力して参る所存でございますので、建退共制度への加入、掛金の適正な納付及び電子申請方式利用の促進につきまして、更なるご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご隆昌を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

令和6年 年頭挨拶

西日本建設業保証株式会社
取締役社長 菱田 一

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年の建設業界を振り返りますと、政府建設投資については「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め8.1兆円規模の公共事業関係費が確保されたことから底堅く推移し、民間建設投資についても堅調な動きとなりました。本年についても、昨年12月に資材価格高騰への対応分を含んだ2.2兆円規模の補正予算が成立しており、公共投資は安定して推移することが期待されます。



また、昨年の国土強靱化基本法改正により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く「国土強靱化実施中期計画」が法制化され、建設業界が「地域の守り手」としての社会的使命を果たしていくために必要不可欠な安定的・持続的な事業量の確保の見通しが明るくなってきたと感じております。

事業量の確保と並んで、建設業が持続的に発展していくための喫緊の課題が将来の担い手の確保・育成です。各業界団体・企業の皆さまにおかれましては、4月に迫った時間外労働上限規制への対応も含め、様々な工夫、業務改善に取り組み、ご尽力されていることと拝察いたします。国土交通省におかれても、時間外労働上限規制への対応も含めた適正な工期の確保、適切な労務費等の確保や賃金の行き渡りの担保、資材価格高騰への適切なりリスク分担等を推進するため、建設業法等の改正も視野に検討されているとお聞きしています。

建設業に関係される方々の様々な取り組みを通じて、本年が、安定的・持続的な事業量確保の見通しがより明らかになり、また、次世代を担う若者が希望を持ち安心して入職できるような環境の整備に向けて週休2日の確保などの働き方改革や生産性向上の取り組みが一層進展する年となることを祈念いたしております。

弊社といたしましても、「前払金保証」をはじめとした各事業を通じて公共工事の適正な施工に貢献するとともに、皆さまとのFace to Faceによるコミュニケーションを大切にし直にご意見を伺いながら、建設業界の担い手の確保・育成や生産性向上などの取り組みにもお役に立てるよう、グループ一丸となって価値あるサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方のご多幸とご隆盛を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

岡山県下公共工事の動向 〈12月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況 (令和5年12月)

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	285件	86億円	3,201件	1,685億円
増 減 率	22.3%	▲4.8%	4.4%	21.0%
令和4年度	233件	90億円	3,067件	1,393億円
令和3年度	264件	71億円	3,270件	1,397億円
令和2年度	314件	98億円	3,389件	1,458億円

【1】当月の状況

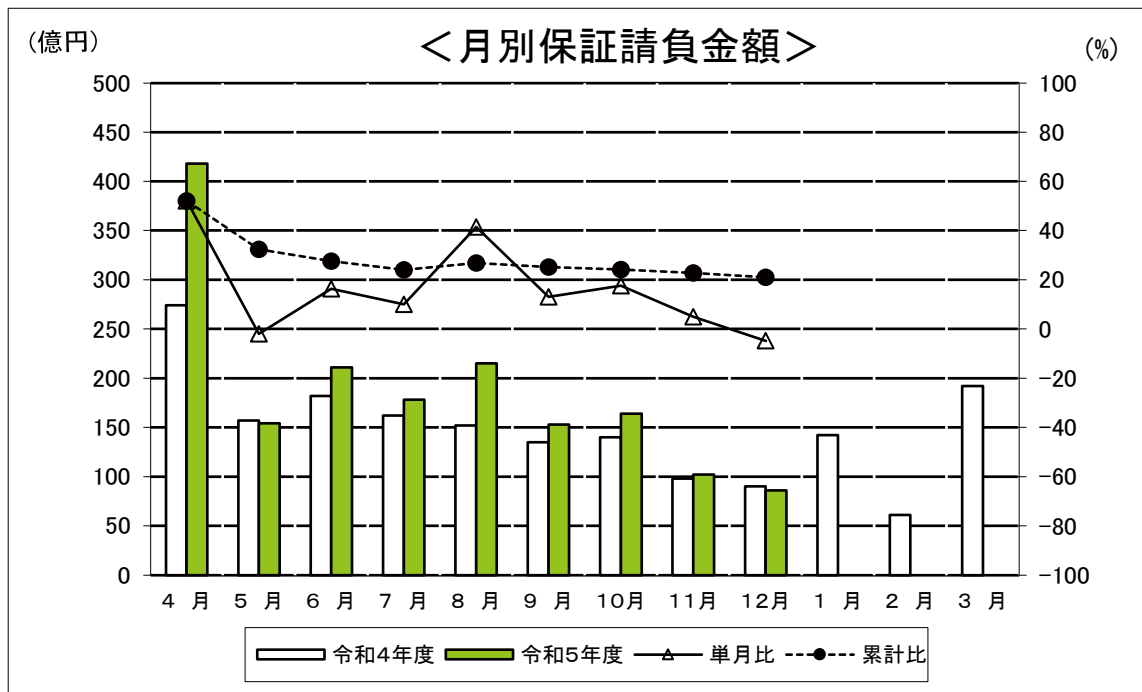
12月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で22.3%増の285件、請負金額は4.8%減の86億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「県」で8.1%増、「市町村」で39.8%増となったものの、「国」で22.2%減、「独立行政法人等」で95.2%減、「その他の公共的団体」で60.9%減となった。

【2】累計(令和5年4月～令和5年12月)

12月末累計では、件数は前年同月比で4.4%増の3,201件、請負金額は21.0%増の1,685億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で44.5%減、「その他の公共的団体」で3.2%減となったものの、「国」で9.8%増、「県」で14.1%増、「市町村」で49.9%増となった。



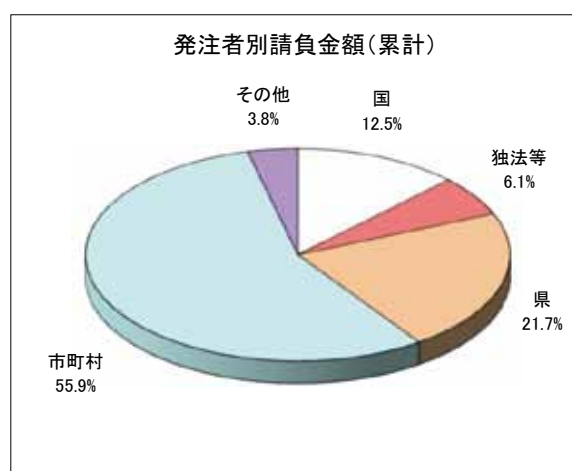
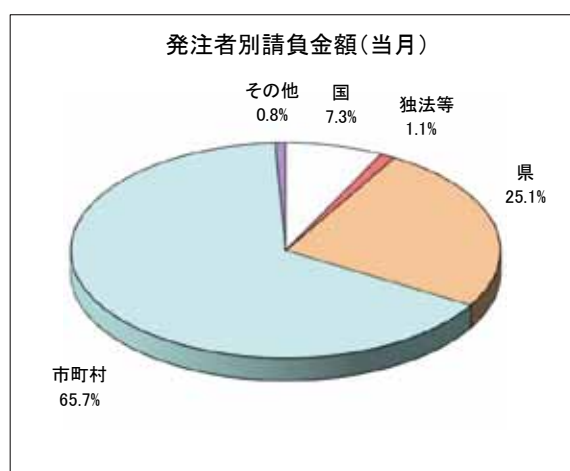
【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。

12月:2件、令和5年度累計:103件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	6	631	▲ 33.3	▲ 22.2	140	21,115	5.3	9.8
独法等	4	96	▲ 20.0	▲ 95.2	49	10,350	▲ 16.9	▲ 44.5
県	90	2,157	20.0	8.1	1,195	36,534	0.0	14.1
市町村	182	5,655	27.3	39.8	1,779	94,120	8.4	49.9
その他	3	66	200.0	▲ 60.9	38	6,424	▲ 2.6	▲ 3.2
合 計	285	8,607	22.3	▲ 4.8	3,201	168,546	4.4	21.0



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	2,427	▲ 33.2	28.2%	56,680	11.4	33.6%
東備地区	351	▲ 4.4	4.1%	4,567	▲ 21.6	2.7%
倉敷地区	1,217	▲ 59.9	14.1%	48,748	42.5	28.9%
井笠地区	939	69.7	10.9%	16,482	3.6	9.8%
高梁地区	1,596	800.3	18.6%	5,617	157.5	3.4%
新見地区	174	▲ 14.7	2.0%	5,232	19.4	3.1%
真庭地区	88	52.1	1.0%	10,434	56.1	6.2%
津山地区	1,256	152.7	14.6%	12,162	15.2	7.2%
勝英地区	556	8.6	6.5%	8,620	▲ 0.8	5.1%
合 計	8,607	▲ 4.8	100.0%	168,546	21.0	100.0%

(建退共だより)

\\ 共済契約者の皆様へ \\

建退共の 事務手続きが 一部簡略化 されます!

令和6年度より
電子申請方式を
使った
新たなサービスが
始まります。

1

建設業許可番号や法人番号を活用し、これまでご提出いただいていた『共済契約者住所・名称・代表者変更届』のご提出が不要となるワンストップサービスを開始します。

2

ワンストップサービスをご利用いただくためにはあらかじめ同意が必要となります。

3

同意の可否について、令和6年1月頃に電子申請専用サイトのログインIDを郵送しますので、電子申請専用サイトから回答をお願いいたします。

(既に電子申請専用サイトをご利用いただいている場合は、お持ちのログインID、パスワードでログインいただき、ご回答をお願いいたします)

※建設業許可の有無、法人・個人の別を問わず全ての共済契約者様にご回答いただきたく、お手数ですがご協力をお願いいたします。
なお、返信用葉書によるご回答も受付ける予定です。

建退共は建設業の現場で働く労働者のための退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号

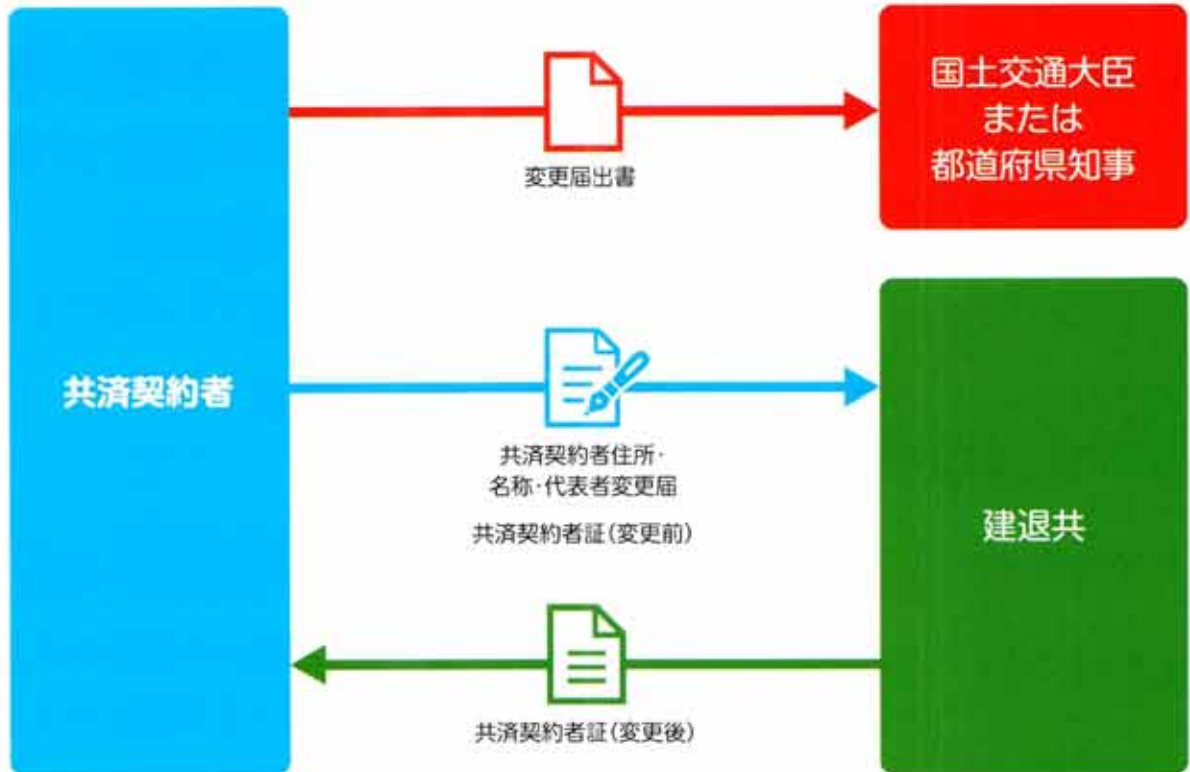
建退共

検索

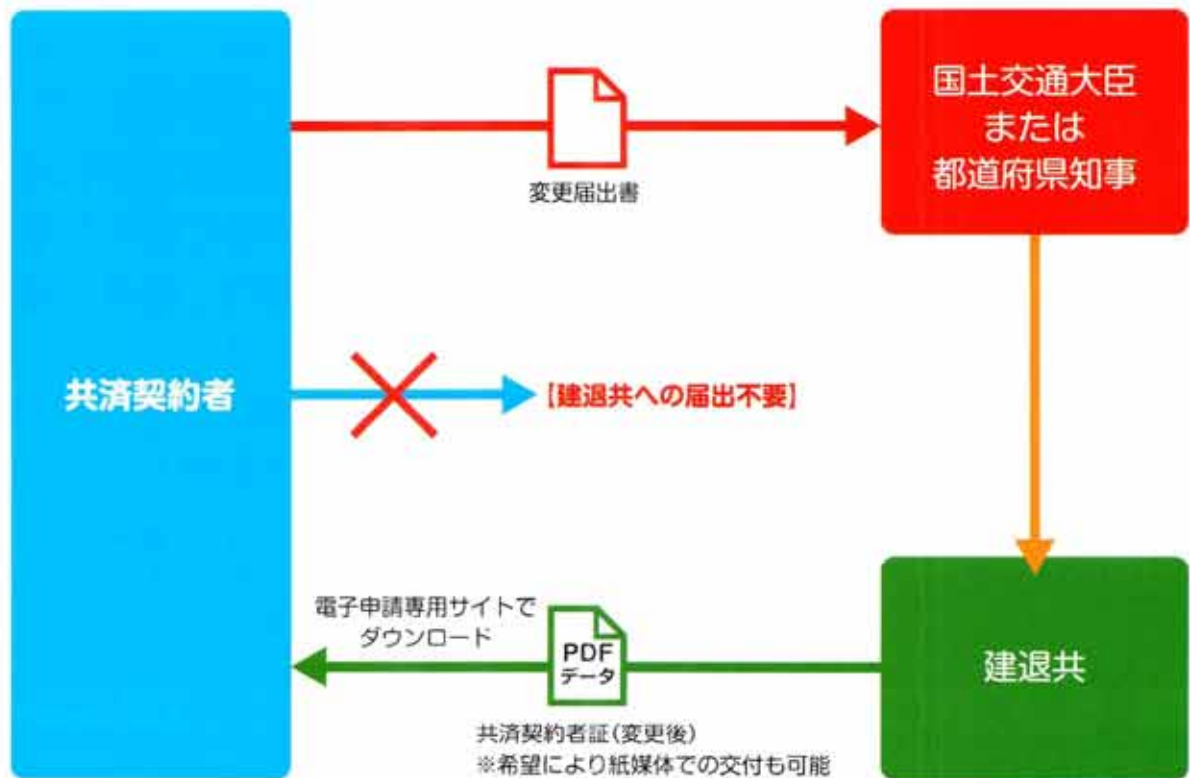


手続きの比較

現行



ワンストップ導入



※建設業許可番号が無い場合でも、法人番号を活用してワンストップサービスをご利用いただけます。

第163回 懲戒と退職金との関係性

●相談内容●

今般、当社の従業員が飲酒運転をして事故をしたため懲戒解雇することとしたのですが、退職の理由が理由だけに退職金を支払いたくありません。
退職金を支払わないことで何か問題は生じるのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

退職金の性質

そもそも退職金とは、労働法上支給が義務付けられているものではありません。そのため、就業規則上に規定があることで支払い義務が発生するものです。

そして、その内容としては、退職時に支払われるものとして、賃金の後払い的性格を有するものとなります。加えて、退職時までの功労を報償する性格をも合わせて持っているものです。

退職金の減額の有効性

上記のとおり、退職金には賃金としての性質を有していることから、減額については根拠なくして行うことはできません。すなわち、退職金減額ないし不支給の根拠が就業規則ないし、就業規則が引用する賃金規程や退職金規程に定めがなくてはなりません。実際に、懲戒解雇事由に該当する場合や退職後まもなく競業を行った者には退職金を不支給とする旨の規定を設けている会社は多いでしょう。

とはいえ、減額ができる旨の規定があったとしても、規定上の減額事由に該当すれば常に減額できるというものでもありません。というのも、上述した退職金の性質から、今までの功労を抹消するほどの非違行為があったと認められない限り、退職金を不支給とすることはできません。

過去の裁判例においても、懲戒解雇の場合に退職金を不支給にしたことが認められないとして、退職金の一部支払いを命じた裁判例がいくつかあります。飲酒運転では、私生活上の酒気帯び運転で事故をした事例で退職金の半額を支給する旨の判決があります。全体の傾向として、会社の業務に関連する非違行為は退職金不支給が認められやすく、被害弁償をしていたり、刑事手続で宥宥をされていたりした場合、退職金不支給が認められにくくなります。

もし退職金の支払いを命じる判決が下った場合には、支払日（退職時）からの遅延損害金を払わなくてはなりませんので、通常よりもかなり高額な金員を支払わなくてはなりません。このような事態となれば、現在在籍している従業員から不信感を抱かれますし、対外的にも信用を失う結果になってしまいます。

退職金に関する対応

懲戒解雇をするような事例を発生させた従業員に関しては、会社として退職金を全く出したいくないという思いを持つことはむしろ自然なことです。しかし、そのようなことがあったときこそ冷静になって対応をすることによって、対内的にも対外的にも信用度を上げることになるのです。

有事に対する対応力の高さが、企業としての「格」を上げることとなります。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

『建設共済保険 (年間完成工事高契約)』の概要

「建設共済保険」は、昭和45年11月にわが国初の労災上乘せ保険として誕生し、令和2年11月に制度創設50周年を迎えており、**全国で24,000社を超える建設業の皆様にご加入**いただいています。

建設業福祉共済団は、内閣府から公益財団法人としての認定を、また、国土交通省及び厚生労働省から「特定保険業」の認可をそれぞれ受け運営しています。

項目	主な内容
1. 対象災害	①保険契約者の施工する建設工事現場(*)における 業務上災害 及び② 通勤災害 (*)元請の甲型共同企業体契約及び海外工事を除く ※労災保険法に定める業務災害または通勤災害
2. 被保険者の範囲	①自社雇用労働者 (無記名。事務職や建設業以外の事業で働く労働者及び保険契約者以外の役員については、付随契約への加入で補償対象とすることが可能です。) ②下請負人が雇用する労働者 (無記名) <u>(※特別加入の対象となる下請事業主・役員は除かれます。)</u> ③保険契約者 (労災保険の特別加入をすることができる者)
3. 補償範囲	①死亡災害 ②障害等級 第1級～第7級 ③傷病等級 第1級～第3級
4. 保険金の種類	保険金には次の①及び②があり、同時に同額の保険金区分(*)でご加入いただけます。 (*)保険金区分については、下記①及び②の合計額で、1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の 5区分から選択 できます。 ①被災者補償保険金 ・・・保険契約者に対し、死亡災害、障害等級または傷病等級に応じた保険金区分の満額(※障害等級第4級～第5級の場合は保険金区分の80%の額、障害等級第6級～第7級の場合は保険金区分の60%の額)をそれぞれ上限額として支払います。ただし、保険契約者が被災者等に支払った金額または支払うことが確定している金額が上限額を下回る場合は、その金額を支払います。 ②諸費用補償保険金 ・・・保険契約者が、①の被災者補償保険金を被災者等に支払った場合または支払うことが確定している場合、企業が負担する各種経費(被災者等に対する追加的補償を含む)を補償する目的で、保険契約者に対し契約金額(※上限額は被災者補償保険金の場合と同額)を支払います。 (※被災者補償保険金を全く支払わない場合は、お支払いできませんので、ご注意ください)
5. 保険金支払いの特長	①同一災害で多数の方が被災した場合、および保険契約期間中に複数回事故が発生しても、 それぞれ上限なく補償 します。 ②同一現場で元請企業と下請企業がともに建設共済保険に加入していた場合、下請け企業の労働者が被災したときは、元請企業・下請企業 それぞれに保険金を支払 います。 ③ スピーディーな保険金の支払い (※H24～R3年度の実績：請求書受付から 平均 4.6日)。
6. 経審の加点	・ 経営事項審査 において、「労働福祉の状況」の中で、 15点 が加点されます。
7. 掛金・割引等	・直前1年間の完成工事高を基礎に、保険金区分及び工事種類(土木・建築等区分)により定めた掛金率で算出。 ・「無事故割引」・・・完工高に応じ、 掛金を12%～70%割引 ・「払込割引」・・・完工高が1億円以上の場合には、分割払いや払込割引(最大2%)があります。
8. 付帯する主な事業	・ 育英奨学事業 ・・・保険金が支払われた被災者(死亡、障害1級～3級または傷病1級～3級に該当する者)の子供に対して、要保育期間および小学校～大学までの在学期間、 返済不要の奨学金を継続給付 します。 (※年額：要保育児144,000円～大学生468,000円) ・ 労働安全衛生推進事業 ・・・①保険契約者に対し、掛金と加入年数に応じて安全衛生用品を頒布します。 ②現場の女性専用トイレ・更衣室の導入費用に対して助成金を給付します (※1社上限 10万円)。

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ



0120-913-931

その他のお問い合わせ

03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和5年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償
●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和4年12月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円**、**3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または**3,000万円**、**5,000万円**、**3億円**、**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中通算 **1,000万円**もしくは**2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中通算 **5,000万円**もしくは**1億円**、**2億円**、**3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用者等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

対物超過費用補償特約(オプション)

対物事故発生時の復旧費が時価額を超えてしまった場合に事故解決に要した費用を補償します。

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

1工事あたりの 支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円**もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
- (2) 盗難の場合: **10万円**
- (3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。

1事故あたりの 支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)
※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**
- (2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B23-900153 承認年月:2023年05月

(岡山県からのお知らせ)

2月は北方領土返還運動全国強調月間です

～ 四島想い 心に点す 返還の火 ～

北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の返還を求めて2月7日の「北方領土の日」を中心に各地でさまざまな行事が行われます。

2月7日は、1855年のこの日、伊豆の下田において日魯通好条約が調印され、平和裏に日本とロシアとの間の国境が画定された日です。

岡山県でも、2月8日（木）にさん太ホールで「北方領土返還要求岡山県民大会」、1月17日（水）から2月18日（日）まで岡山県立図書館で北方領土に関するテーマ展示を実施する予定としています。

北方四島の早期返還実現のため、返還運動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

岡山県北方領土返還要求運動県民会議（事務局：岡山県総合政策局公聴広報課内）TEL：086-226-7158

令和6年岡山県交通安全年間スローガン

■ 基本スローガン

「安全は 一人一人の 思いやり」

- 5.12.13 全建 総務委員会（東京）
- 5.12.14 岡山県生コンクリート品質管理監査会議
- 5.12.22 （公財）岡山県建設技術センター研修協議会



発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp